方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

た地方消費者行政強化交付金推進事業は、令和七年度末には多くの地方公共団体で活用期間が \mathcal{O} 終わるため、 継続が困難となるなど、 強化が図られなければならない 交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、消費者教育、 \(\cappa_{\cappa}\) 、ために は、 地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。 相 談体 0 L 制 かし、 の確保や消費者教育、 国が措置 し地方消費者行政の下支えとな 啓発など、 地方消費者行 啓発に係る事業 9 政 てき 0

行うことが必要である。 う雇用形態や処遇等の改善が求められており、 い手不足が深刻な問題となっている。 また、 被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、 相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよ 国の主導により速やかな制度設計と予算措置を 相談員 の高齢化等に よる 担

措置すべきである。 続的な更新費用などは、 代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、 さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国 地方公共団体の負担とされており、 は全国消費生活情報ネット これらの経常的費用も国 、セキュリティ対策のネットワークシスティ クシ ステム |の責任 の継 で

よって政府は、 次の措置を行うよう強く要望する。

- 的な財源を措置すること。 地方公共団体 の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するため 0 恒 久
- 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計 に必要な予算措置を講
- が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。 地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する

令和七年六月二十七日

大分県議会議長 幸

長 長 額

関 口賀 _

石 破 勝 茂 殿殿殿殿

財内

臣

参

内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全) 良